

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道三笠市

3 地域再生計画の区域

北海道三笠市の全域

4 地域再生計画の目標

明治元年に幌内で露頭炭が発見されたことにより、明治12年の幌内炭鉱開鉱以来、石炭の採掘が盛んになるとともに本市の人口は急速に増加し、ピーク時の昭和35年の住民基本台帳によると63,360人となった。平成元年には最後の炭鉱である北炭幌内炭鉱が閉山し、以降、現在まで人口減少が続き、ピーク時の人口から約55,000人減少し、令和2年国勢調査では、8,040人となり、令和4年12月の住民基本台帳人口は7,722人となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所による推計値をみると、令和42年には1,871人まで減少することが予測されている。

ピーク時の年齢三区分別の人口は、昭和30年国勢調査では年少人口（0～14歳）が22,479人、生産年齢人口（15～64歳）が33,306人、老年人口（65歳以上）が1,733人であったが、年少人口、生産年齢人口ともに、鉱山閉山の影響を受けて減少傾向が続き、1980年代後半には年少人口が老年人口を下回り、令和2年国勢調査では年少人口が598人、生産年齢人口が3,389人と大幅に減少する一方、老年人口は3,757人と増加し、少子高齢化が進んでいる。さらに令和42年社人研推計では年少人口が133人、生産年齢人口が818人、老年人口が919人と老年人口も減少すると予測されている。

自然動態についてみると、昭和54年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いており、令和4年には161人の自然減となっている。また、合計特殊

出生率については平成 29 年には 1.35 となっており、国と比較すると低くなっている。

社会動態については、札幌市、空知管内を中心に道内への転出傾向が高く、道外への転出は減少傾向にある。年齢別にみると、大学・短大等卒業後に市外に就職する者が多いことから 20-24 歳の転出数が多くなっているが、平成 24 年には食物調理科のある市立三笠高校の開校により生徒が転入したことで、15-19 歳が転入超過になっている年や平成 26 年には、社会動態が 49 年ぶりにプラスに転じるなどの年もあった。また、高齢者の転出超過が増えており、生活環境の不便さ等から転出してしまうことが考えられる。

このまま人口減少が続くと、労働力の不足や消費の低迷等、様々な面で社会経済に与える影響や問題が懸念される。

これらの課題に対応するため、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 人が育つまち三笠
- ・基本目標 2 人が元気で働けるまち三笠
- ・基本目標 3 人が快適に生活を楽しむまち三笠
- ・基本目標 4 人が安心して暮らせるまち三笠
- ・基本目標 5 人と自然が共存できるまち三笠
- ・基本目標 6 人が未来に向かって夢を育めるまち三笠

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	年少人口の増減数	▲46人	▲44人	基本目標 1
イ	市内工業団地に立地する企業の総従業員数(3か年平均)	1,003人	1,013人	基本目標 2
ウ	間口除雪件数	296件	300件	基本目標 3
エ	健康寿命	(男) 74.4歳	(男) 75.2歳	基本目標 4

		(女) 82.7歳	(女) 83.5歳	
オ	交流人口(道の駅三笠、三笠市 文化芸術振興促進施設を除く 観光客)	236,740人	277,406人	基本目標 5
カ	定住率(世帯)	72.4%	72.6%	基本目標 6

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

第2期三笠市まち・ひと・しごと創生総合推進事業

- ア 人が育つまち推進事業
- イ 人が元気で働けるまち推進事業
- ウ 人が快適に生活を楽しむまち推進事業
- エ 人が安心して暮らせるまち推進事業
- オ 人と自然が共存できるまち推進事業
- カ 人が未来に向かって夢を育めるまち推進事業

② 事業の内容

ア 人が育つまち推進事業

子どもの教育、スポーツ・レクリエーション、社会教育という基本的方向に基づき、人が育つまちを推進する。

【具体的な取組】

- ・高校生レストラン活性化推進事業
- ・少子化対策支援事業 等

イ 人が元気で働けるまち推進事業

農林水産業、商工業・企業誘致、雇用・労働環境、観光、産業開発という基本的方向に基づき、人が元気で働けるまちを創出する。

【具体的な取組】

- ・三笠ジオパーク推進事業
- ・未利用エネルギー研究事業 等

ウ 人が快適に生活を楽しむまち推進事業

交通環境、冬の環境、環境衛生、土地・住宅環境、上下水道、治山・治水、道路・河川・公園、情報通信・情報技術という基本的方向に基づき、人が元気で働けるまちを推進する。

【具体的な取組】

- ・道路除排雪事業
- ・デジタル地域活性化推進・研究事業 等

エ 人が安心して暮らせるまち推進事業

地域福祉、児童・母子・父子福祉、地域医療、健康づくり、高齢者・介護福祉、障がい福祉、交通安全・防犯・生活安全という基本的方向に基づき、人が安心して暮らせるまちを推進する。

【具体的な取組】

- ・子どもの医療費助成事業
- ・防災用備蓄品整備事業 等

オ 人と自然が共存できるまち推進事業

歴史・芸術・文化という基本的方向に基づき、人と自然が共存できるまちを推進する。

【具体的な取組】

- ・特別展実施事業
- ・北海盆おどり実施補助事業 等

カ 人が未来に向かって夢を育めるまち推進事業

移住定住、協働・市民参加、行財政運営という基本的方向に基づき、人が未来に向かって夢を育めるまちを推進する。

【具体的な取組】

- ・移住定住促進 PR 推進事業

・協働のまちづくり推進事業 等

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月末までに外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組みの方針を決定する。検証後、本市公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業内容

本市内の雇用創出を図るため、5-2②イに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで